最終更新日：2019年6月27日
イフジ産業株式会社
代表取締役社長　藤井　宗徳
問合せ先：取締役総務部長　原　　敬
証券コード：2924
http://www.ifuji.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主から託された資本を用いて事業活動を行い、企業価値を増大させることが大きな使命の一つであると考えております。また、当社は公開会社でもあることから、株主の付託に応えることはもちろん、お取引先、地域社会や地域住民の方々、従業員等に対する社会的責任を果たしていくこと、すべての株主について平等に扱うこと、株主の権利行使の環境整備を行うこと、株主との対話を促進することも重要な責務であると考えております。これらの使命や責務を果たしていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が経営の大きな課題であると認識しております。このような認識のもと、当社は、毎月取締役会を開催し、毎月の業務報告を行い、また、経営上の諸問題を討議し、的確な意思決定や業務執行、並びに監督・監視ができる体制を構築しております。そのほか、会計上の問題や企業倫理、法令上の問題については、監査法人や顧問弁護士等に随時相談し、法令遵守に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1－2－4　議決権の電子行使の環境づくりと招集通知の英訳）
現在、当社の株主における海外投資家の比率は、比較的僅少であるため、電子行使の採用、招集通知の英訳は行っておりませんが、海外投資家比率が30%を超えた場合は、電子行使の採用、招集通知の英訳を行うこととしたいと考えております。

（補充原則3－1－2　英語での情報開示）
海外投資家比率が30%を超えましたら、株主総会招集通知、決算説明資料及び株主通信の英語版は作成したいと考えております。

（原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表）
当社は、鶏卵市況の環境変化が激しいため、各期において計画値と最終値の大幅な乖離が生じることも多いため、毎期の目標達成に邁進することが株主の皆様の期待に応えるという観点から、中期経営目標の開示はしておりません。
当社の取り組みについては、個人投資家説明会やアナリスト説明会等で説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－4　いわゆる政策保有株式）
当社が、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、中・長期的な観点から当社グループの持続的な企業価値向上、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、新規保有や継続保有を判断しております。
この方針を踏まえ、当社は、中・長期的な企業価値の向上に資するか検証し、株式の保有・売却を行なうこととし、保有意義が希薄化した株式は順次売却いたします。
政策保有株式の議決権行使については、提案されている議案について株主価値の毀損につながるものでないかを判断した上で適切に議決権を行使いたします。
なお、組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される事態や社会的不祥事等コーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

（原則1－7　関連当事者間の取引）
関連当事者取引については、基本的には行わない方針ですが、やむを得ず連結子会社との間で貸付取引等を行う場合には、取締役会において取引の必要性、取引条件及び取引の妥当性を慎重に検討することとしております。
関連当事者取引等を把握するため、毎期取締役及び監査役全員より「関連当事者との取引に関する調査回答書」を入手して調査を行っております。
会社が、支配株主、役員及び子会社等関連当事者と取引をするにあたっては、独立社外取締役を擁する取締役会において取引内容、取引条件等を慎重に検討することにより、関連当事者取引等の適正性を確保することとしております。

（原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社グループには、企業年金基金制度はありません。

（原則3－1　情報開示の充実）
(ⅰ) 経営理念を当社ホームページに開示しております。
http://www.ifuji.co.jp/company/greeting.html
(ⅱ) コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
(ⅲ) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
取締役報酬は、役員報酬規程に基づき職務・資格・業績等を勘案した上で独立社外取締役が委員長となる「指名・報酬諮問委員会」において妥当性などについて議論、審議を行い取締役会に答申し、取締役会にて決定いたします。
(ⅳ) 取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、下記⑴～⑶の指名基準に基づいて、独立社外取締役が委員長となる「指名・報酬諮問委員会」において審議を行い取締役会に答申し、取締役会にて決定し指名いたします。なお、以下の基準に満たない客観的、合理的な理由があり、取締役として職務の執行を委ねることができないと判断される場合には、取締役を解任するものといたします。
⑴ 取締役指名基準
・会社の経営理念及び社員心得を体得し、社員の範として実践・指導していける者

・取締役の使命を十分に理解し実践しうる者。即ち、担当業務のみならず経営全般を掌握し、全社的視野から会社の運営・企画にあたる能力のある者
・過去の業務執行状況や勤務状況について誠心誠意そして最善の努力を重ねてきた者
・取締役として従業員及びその家族、或いは株主・取引先等について思いを致すことができる者
・会社の発展を図るという立場から適切な意見を述べることができる者、そして取締役会での決定事項については結束して遵守し、執行できる者

⑵ 社外取締役指名基準
・東京証券取引所の定める独立性基準の要件に合致する者
・経営者等として豊富な経験と知識を有し、独立性・中立性のある者

⑶ 監査役指名基準
・常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できる者
・経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を述べることができる者

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名ついての説明
・各候補者の略歴及び選任理由を株主総会招集通知に掲載しております。

(補充原則4－1－1 経営陣に対する委任の範囲)
取締役会は、最良のコーポレートガバナンスの構築を通じて企業理念の実現を目指し、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最良の意思決定を行っております。取締役会は、法令、定款及び取締役会規程で定められた「重要な財産の取得、賃借、譲受、譲渡、及び廃棄・返戻」「重要な使用人の選定及び解任」などの重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、「職務権限規程」において、職務権限基準を定め、経営陣が業務執行できる範囲を明確にしております。

(原則4－8 独立社外取締役の有効な活用)
独立社外取締役として取締役会において率直・活発で建設的な助言ができる人物として、経営者としての豊富な経験を有する者2名を選任しております。

(原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
東京証券取引所の定める独立性基準と同一の内容を当社の基準として独立性を判断しております。

(補充原則4－11－1 取締役会の構成)
当社は、会社の規模、組織構成を考慮して、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる取締役で構成し、その機能が効果的・効率的にできる員数として12名以内としております。社内取締役については、取締役選任基準を定め、会社の経営理念を理解・体得し、実践していける者、経営全般について十分掌握し、担当業務に精通している者を選任することとしております。また、社外取締役として、経営者等として豊富な経験と知識を有し、独立性・中立性のある者を2名以上置くこととしております。

(補充原則4－11－2 社外役員の兼任状況)
当社は、取締役・監査役ならびにそれらの候補者の重要な兼職状況については、定時株主総会招集ご通知及び有価証券報告書にて開示しております。

(補充原則4－11－3 取締役会の評価)
当社取締役会は、取締役会の実効性と透明性を高め、更なる企業価値向上を目的として、取締役会評価を実施しました。その結果の概要について下記のとおりご報告します。

⑴ 評価の方法について
全取締役・監査役に対し、2018年度の取締役会の実効性に関する全25項目の質問表を配布、回答を得ました。

⑵ 評価結果の概要
上記の回答内容について取締役会で議論した結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されていると分析・評価しました。
取締役会の規模や構成、運営状況、実際の議論の状況等概ね適切であり、深みのある議論の場として一段と充実してきていると判断いたしております。一方で、十分な審議機会の確保等については、更なる工夫・改善を図っていく方向で取締役・監査役から建設的な意見が示されました。

⑶ 今後の対応
今回の評価結果及びかかるプロセスの中で各取締役・監査役から提示された多様な意見を踏まえて、継続的に取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

(補充原則4－14－2 トレーニングの方針)
取締役は、金融機関・証券会社・監査法人・監査役協会等が主催する研修会に積極的に参加するようにしております。
監査役は、監査役としての資質向上、監査能力の向上のため、公益社団法人日本監査役協会に登録し、日本監査役協会主催の研修会や会員による自主運営の実務部会への積極的な参加、日本公認会計士協会との意見交換会にも出席しております。
取締役・監査役からの要望を踏まえ、随時研修を企画し実施しております。
新任の取締役及び監査役については、当社を取り巻く業界情報、会社概要、経営理念、経営計画、経営状況及び各種役員関連規程等その役割と責務を果たすうえで必要な情報を提供しております。

(原則5－1 株主との建設的な対応に関する方針)
当社では、総務部経理課をIR担当部署としており、同部署の担当役員をIR担当役員としております。
株主や投資家に対しては、個人投資家向け説明会を、IR活動の一環として年数回実施しております。
また、第2四半期決算および本決算発表時に日本証券アナリスト協会主催でアナリスト・機関投資家向け定期説明会を行っております。それらの結果は、IR担当取締役が必要に応じ、取締役会や事業部長会議へフィードバックしております。
投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」により、インサイダー情報管理に留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤井　宗徳	1,193,310	14.30
宇高　紫乃	675,660	8.10
藤井　智徳	543,810	6.52
株式会社福岡銀行	394,850	4.73
宇高　真一	375,700	4.50
宇高　和真	373,000	4.47
藤井　将徳	348,250	4.17
藤井　泰子	328,965	3.94
藤井　徳夫	240,175	2.88
宇高　悠真	240,100	2.88

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川原　正孝	他の会社の出身者								○			
山村　正幸	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川原　正孝	○	川原正孝氏は、株式会社ホークスタウンの社外取締役及び福岡地所株式会社の社外監査役を兼務しております。当社との間に取引関係はなく、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。また、当社取引先（株式会社ふくや）の業務執行者ですが、取引額は売上高の0.1%未満であり、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	長年にわたり地元の食品メーカーの代表取締役社長（2017年4月1日より代表取締役会長）を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂くことにより、企業統治体制強化に寄与していただくため選任しております。同氏が代表取締役を務める食品メーカーとの取引はありますが、取引額は売上高の0.1%未満であります。したがって、同氏は社外取締役として特に制約を受けずに業務を遂行できると考えております。 このような理由から独立役員として選任しております。

山村　正幸	○	山村正幸氏は、1998年6月まで、和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）の業務執行者でありました。当社との間には、取引額はなく、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	銀行・証券会社等、幅広い業種の経営への参画に基づく豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。また、2003年6月より2007年6月まで当社の社外取締役に就任していただき、当社の経営全般に適宜、適切なご意見と助言を頂きました。同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂くことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与していただくため、社外取締役に就任してもらうと同時に、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会より諮問を受けた委員会です。
取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議の上、その内容を取締役会へ答申・報告します。
（主な審議項目）
取締役の選解任に関する基本方針
取締役の選任及び解任に関する事項
代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項
代表取締役社長の後継者プランに関する事項
取締役の報酬に関する基本方針
取締役の報酬等の内容

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開催し、監査計画、四半期レビュー結果報告及び期末監査結果報告等についての意見交換、情報交換を行うことで相互の連携を高め、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。
また監査役は、内部監査室と監査計画等について協議するとともに、適宜情報交換を行い、内部監査の効率化と相互の連携強化を図っております。また、内部監査室が実施する監査に立会い、当社各部の業務執行状況について確認を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高宮　哲郎	他の会社の出身者										△			
近藤　隆志	他の会社の出身者													
酒井　善浩	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高宮　哲郎	○	高宮哲郎氏は、2008年6月まで、前田証券株式会社（現ふくおか証券株式会社）の業務執行者でありました。当社との間には、取引額はなく、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	銀行や証券会社での豊富な業務経験や幅広い見識を、当社の監査体制強化に活かして頂くため選任しております。
近藤　隆志	○	―――	大手製造メーカーでの勤務が長く、豊富な知識や経験等を、当社の製造部門に活かして頂くため選任しております。
酒井　善浩	○	酒井善浩氏は、株式会社ビッグモーターの社外監査役を兼務しております。当社との間に取引関係はなく、特別な利害関係がないため、独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	政府系金融機関での長年の融資業務における企業への指導助言の経験や、中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する知識が深く、経営全般のアドバイスを頂くため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状は功績度合いによって役員賞与を支給しているためであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬の内容は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く。)　6名 167,200千円
社外役員　5名　8,964千円

(注)上記ほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)22,824千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員の報酬等の額の決定については、役員報酬規程に基づき、職務・資格・業績等を勘案した上で、独立社外取締役が委員長となる「指名・報酬諮問委員会」において妥当性などについて議論、審議を行い取締役会に答申し、取締役会にて決定いたします。また、監査役については、監査役会で決定しております。
なお、社外取締役及び監査役については月例報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従の担当者やセクションは配置しておりませんが、取締役会の事前連絡は主に総務部が行い、調査依頼事項については、主に内部監査室がその業務と併せて行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会
取締役会は、7名の取締役で構成されており、毎月1回定期的に開催しております。
取締役会においては、各取締役の業務執行状況について報告を行っており、経営上の課題についても役員各自がそれぞれの意見を述べ、それを踏まえて議長が処置や方針について決定しております。また、取締役会には監査役全員が出席し、経営状況について監視が行われております。

(2)事業部長会議
事業部長会議は年11回開催しております。
事業部長会議においては、各事業部長が、業務の状況について報告し、役員を含む出席者はその報告に対し理由や経過について意見や質問をしております。

(3)監査役体制
当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、全員社外監査役であります。
また、監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会において、取締役の業務執行を監視できる体制を確立するとともに、第三者の立場からの適切なアドバイスを適宜しております。
監査役のうち1名は、長年の金融機関業務の中で多くの財務内容を審査してきた経験や、コンプライアンス担当役員としてコンプライアンス管理に相当程度の知見を有するものであり、うち1名は、長年の大手製造メーカー勤務で、製造部門における豊富な知識や経験を持ち合わせており、うち1名は、中小企業診断士の資格を有しており、その実務経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
なお、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、責任限定契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該監査役の職務の遂行にあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
監査役監査では、監査役が監査計画に基づき業務監査、会計監査を行い、業務の適正性等を監査しております。

(4)内部監査
内部監査につきましては、社長直属の内部監査室(1名)を設置し、業務の適正な運営、改善、効率化を図ることを目的として、監査計画に基づき内部監査を実施しており、適宜各部門に対する改善指導と社長に対する報告書の提出を行い、各部門はそれを受けて前向きに業務改善に取り組んでおります。

(5)会計監査人
会計監査人は、当社とは利害関係のない有限責任監査法人トーマツを選任し、公正不偏な立場から、会社法に基づく監査並びに金融商品取引法に基づく監査を実施しております。同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営の効率化、意思決定の迅速化及び経営監督機能を考慮し、現在の体制を採用しております。
取締役は、社内取締役5名、社外取締役2名で、社内取締役は定例の取締役会及び随時に取締役間の打合せを行い、円滑な業務執行と取締役間の執行監視を行っております。また、社外取締役は独立的な立場から業務執行について厳正な監視や提言を行っており、経営の透明性及び

企業統治体制の強化を図っております。
　監査役は全員社外監査役であり、取締役会には監査役全員が出席し、経営状況についての監視が行われております。また、事業部長会議には常勤監査役及び非常勤監査役1名が出席し、豊富な知識経験をもとに独立した立場から取締役等の業務執行について厳正な監視や提言を行っており、十分な企業統治体制が図られていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第47期定時株主総会の招集通知については、2019年6月10日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の出席を少しでも多くするために集中日を避けて開催しております。第47期定時株主総会については、2019年6月26日に開催しております。
その他	招集ご通知は開催日の3週間前に東京証券取引所への開示及び当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は、当社のIR活動の一環としてできる限り行うこととしております。2019年3月期は東京で1回、大阪で1回、福岡で1回の合計3回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算と第2四半期決算の発表時に、日本証券アナリスト協会の主催で定期的に説明会を開催しております。また、機関投資家への訪問や取材等随時行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報のページを設け、決算短信、株主通信（第2四半期と期末の年2回）、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部経理課が担当しております。	
その他	アナリストや機関投資家からの取材依頼があれば、極力応じるようにしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「経営理念」及び「企業活動の基本方針と行動指針（私たちの行動基準）」において、取引先、従業員並びに株主をはじめとするステークホルダに対する私たちの行動について定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IRに関する活動状況」に記載した方針に基づき、当社ホームページを活用して情報提供してまいります。 また、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めています。

その他	【株主優待制度に関して】 (贈呈基準) 毎年9月30日及び3月31日現在の株主様に対し、全国たまご商業協同組合が発行する「たまごギフト券」を年2回、以下の基準により贈呈いたします。 株式数100株以上1,000株未満 一律300円(100円券×3枚) 株式数1,000株以上 一律1,200円(100円券×12枚) (利用方法) 全国の主な百貨店及びスーパー等で卵を購入の際利用できます。(取り扱い店舗の詳細は「たまごギフト券」に同封する書類に記載してあります。) (有効期限) 発効日から5年。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針について、下記のとおり決議しております。

1）事業の運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は以下のとおりとする。

［経営理念］

わが社は、高い倫理観を保ち、浮利を追わず、質実剛健と先憂後楽の社風を確立して、社業の発展に努め、以って、取引先、従業員並びに株主に対する企業責任を全うし、社会に貢献することを旨とする。

2）当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（1）当社並びに子会社の取締役及び使用人が、法令・定款・当社の経営理念及び社会規範を準拠した行動をとるためにコンプライアンス規程を定めている。また、「企業活動の基本方針と行動指針～私たちの行動基準～」を制定し、その活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体が高い倫理観を維持・向上するように推進する。

（2）代表取締役社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の事業に関する法令・定款等の遵守状況について定期的な監査を行い、その結果をリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告するものとし、必要な場合は、本社及び各事業部並びに子会社に是正等を命じる。

（3）当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

3）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役は、その職務執行に係る情報については、文書管理規程、文書整理及び保存規程、個人情報保護規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。

（2）取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できる。

4）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）リスク管理に関する体制を整備するため、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、当社グループ全体の全社的なリスク管理を行う。

（2）その下部組織として営業、製造、購買、経営、子会社の各部会を設置し、部会ごとに配置されたリスクマネジメント推進者を中心として、現状の問題点や将来発生が予測されるリスクについて分析・評価を行い優先順位に基づき対策を策定する。

（3）各部会の構成員は、それぞれの所属する事業部または子会社において日常のリスク管理や業務を通してリスクの教育研修活動を行う。

（4）内部監査室は、各部門等におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、必要に応じてその結果をリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、必要に応じて是正勧告を行う。

5）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社の取締役会は、原則毎月1回開催するほか必要に応じ適宜開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、各取締役は担当業務に関する執行状況を互いに報告する。

（2）当社の取締役は、取締役会規程等の社内規則に基づく職務権限、意思決定ルールにより取締役の職務の役割分担、責任・権限を明確にし、適正かつ効率的に職務執行を行う。

6）当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社に関する管理基準を関係会社管理規程に定め企業集団の業務の適正化に努める。

（2）子会社の経営については、当社取締役もしくは幹部社員を取締役として派遣し、事業内容の定期的な報告や重要案件については事前協議を行うなど、当社の業務方針に沿った業務執行を行うとともに、業務執行を監督する。

（3）当社グループは、規模・事業特性に応じた内部統制システムを構築し、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保する。

7）当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議のうえ使用人を配置する。

（2）監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有する。

（3）監査役を補助すべき使用人の人事に関する事項については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

8）当社の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

（1）当社グループの取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告する。

（2）監査役は、必要に応じて随時、取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、取締役及び使用人は、これに迅速・的確に対応する。

（3）当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとする。

9）当社の監査役の職務の遂行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の遂行によって生ずる費用及び債務並びにそれらの処理について、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに支払うものとする。

10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図る。
⑵ 監査役は、取締役会のほか、取締役の重要な職務執行を審議する会議に出席することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「企業行動の基本方針と行動指針」を定めております。その中で、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを明示しており、反社会的勢力とは一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを役職員一同常に意識して行動しております。

反社会的勢力の排除については、対応部署を総務部とし、企業防衛対策協議会に参画し情報収集するとともに、警察や顧問弁護士と緊密な連携を図り、組織的に対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、内部情報に関する管理基準等を定め「金融商品取引法」に違反する内部者取引（インサイダー取引）を未然に防止することを目的とする「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を制定しております。

株主や投資家のみなさまの投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報等が発生した場合は、取締役会に付議・報告を行った上で、総務部において金融商品取引法および東京証券取引所が定める適時開示規則等に従い、TDnetを用いて東京証券取引所へ適時開示を行うほか、当社ホームページ上にも適時開示後速やかに、同一資料を掲載しております。

また、適時開示規則等に該当しない情報であっても、株主や投資家のみなさまに当社をご理解いただくために必要と判断される情報につきましては、公正性、継続性に留意し、迅速かつ積極的な情報開示に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制図

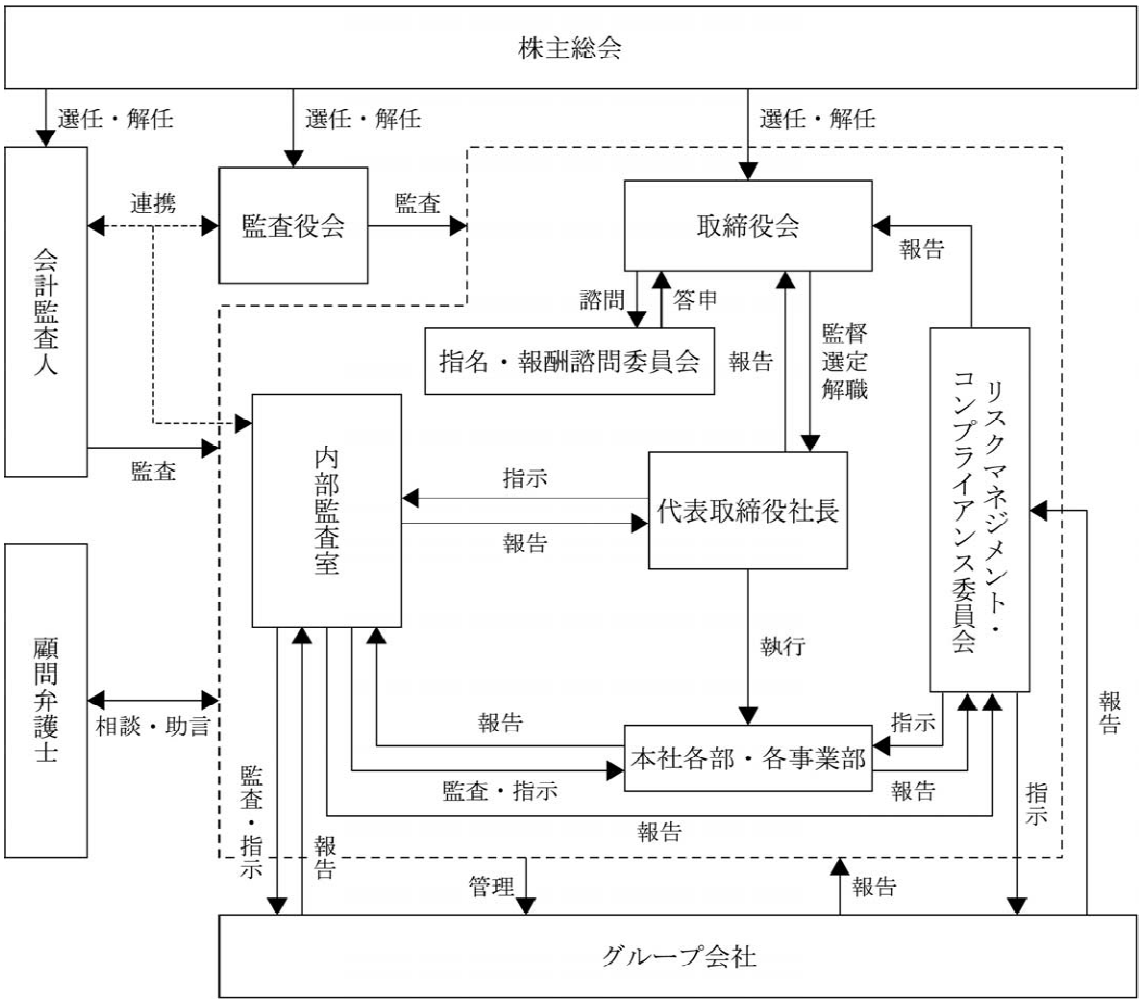

適時開示体制の概要（模式図）

